

用 語 集

あ行

ICT	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。ICT を活用したシステムやサービスが普及することで、社会インフラとして新たなイノベーションを生むことが期待されている。
インクルーシブル	日本語で「包み込むような、包摂的な」という意味。英語で「除外（Exclude）」の対義語である「含める（Include）」が語源で、誰も排除しない社会を目指す考え方。
エコロジカルネットワーク	明確な定義はないが、概ね野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われている。生態系ネットワークと呼ばれることもあるが、使われ方に違いはない。
SNS	「Social networking service」の略で、Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

か行

外来生物（外来種）	私たち人間の活動によって、本来の生息地から異なる地域に移動させられた生き物のこと。食用や農業、狩猟、ペットなど様々な理由によって運ばれた生き物が、逃げ出したり、放されたりして、野生化したもの。一方、渡り鳥や回遊魚など、自らの力で移動する生き物は、外来生物に含まれない。
協議会	都市公園法第 17 条の 2 に基づき、公園利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うため設置されるもので、公園管理者、学識経験者、観光・商工関係者のほか、自治会など公園利用者を含めて組織する。
クラウドファンディング	「群衆（Crowd）」と「資金調達（Funding）」という言葉を組み合わせた造語で、インターネットを通じて、不

	特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均のこと。
公募設置管理制度（Park-PFI） .	都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園の整備を行う民間の事業者を公募し選定する制度。（Park-Private Finance Initiative）
国立社会保障・人口問題研究所 ..	厚生労働省の施設等機関。人口研究・社会保障研究はもとより、人口、経済、社会保障の相互関連の調査研究を通じて、福祉国家に関する研究をしている。

さ行

再生可能エネルギー	本来は、「絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー」、「利用する以上の速度で自然に再生するエネルギー」、「CO2 を排出しない」という意味の用語で、太陽光、太陽熱、水力、地熱、バイオマスなどがある。
指定管理者制度	公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。
自転車ナビマーク	道路交通法等に規定されている自転車の通行方法について、自転車運転者及び自動車ドライバーに対し分かりやすく周知し、実効性を高めることを目的として道路端に設置するマーク。
市民緑地	住民の利用に供する緑地として都市公園と同等の機能を果たすもので、地方公共団体が設置管理する市民緑地契約制度による緑地と民間主体が市区町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する市民緑地認定制度による緑地がある。
市民緑地契約制度	地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地（土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設）を設置管理する都市緑地法第 55 条に定める制度。

用語集

市民緑地認定制度	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する都市緑地法第 60 条に定める制度。
社人研	国立社会保障・人口問題研究所の略称。
首都圏自然歩道	関東地方の一都六県（東京都、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県）をぐるりと一周する長距離自然歩道。東京都八王子の梅の木平を起終点に、美しい自然を楽しむばかりでなく、田園風景、歴史や文化遺産にふれあうことのできる総延長 1,799km の道で、「関東ふれあいの道」ともいう。
新型コロナウイルス感染症.....	人や動物の間に広く感染症を引き起こすコロナウィルスのうち、人に感染するコロナウィルスとして新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症を「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」という。
総合計画.....	地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。

た行

第 2 次都市計画マスタープラン .	東金市の都市計画分野における将来ビジョンを示すため 2021（令和 3）年 3 月に策定したもので、計画期間を 2040（令和 22）年までの 20 年間とした第 2 次のマスタープラン。
第 4 次総合計画.....	東金市におけるまちづくりの指針として 2021（令和 3）年 3 月に策定したもので、計画期間を 2021（令和 3）年 4 月から 10 年間とした第 4 次の総合計画。
地区計画.....	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けて「まちづくり」を進めていく手法。

千産千消.....	千葉県では、地元でとれたものを地元で消費する地産地消を千葉県の千に掛けて「千産千消」とよんでおり、県産農林水産物の消費拡大・販売促進を図っている。
長寿命化計画.....	新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取り組みに留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取り組みを定める計画。
東金市森林環境譲与税基金.....	森林環境譲与税は、法令上用途が定められており、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。この譲与された税を上記の目的達成のための経費の財源に充てるために設置している基金。
都市計画マスタープラン	1992（平成 4）年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第 18 条の 2）のこと。略して「都市マス」または「市町村マス」、単にマスタープランと呼ばれることもある。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。

は行

ヒートアイランド現象	都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。住民の健康や生活、自然環境への影響などが問題視されている。
ビオトープ.....	ギリシャ語の「bios（生物）」と「topos（場所）」の合成語で、生物が自然な状態で生息している空間のことを意味している。日本では主にガーデニングの分野において水辺の生態系を人工的に再現した場所のことをいう。
防災公園.....	地震や火災などの災害が起こった際に、地域住民の命を守るための活動拠点となる公園。

用語集

ふるさと納税	応援したい、貢献したいと思う自治体に対して、寄附を行った場合、その寄附金の額を一定限度額まで個人住民税・所得税から控除する制度。
--------------	--

ま行

みどりのふるさと基金	貴重なみどりと水辺の保全を図り、併せて良好な都市環境を形成させるため設置している基金。
木育	子どもをはじめとする全ての人が「木とふれあい、木に学び、木でつながる」取り組みの総称。

や行

ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、能力などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、それを実現するためのプロセス（過程）。
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としており、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13 種類がある。

ら行

ライフサイクルコスト	製品や構造物などの費用を、調達・製造から使用・廃棄までの段階をトータルして考えたもの。生涯費用ともよばれ、費用対効果を推し量る上でも重要な基礎となり、初期建設であるイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修、更新費などのランニングコストにより構成される。
ランドマーク	その土地の目的や象徴になるような建造物のこと。他にも、「地上の目印」という意味もあり、こちらの意味合いで使われることもある。
緑視率	「視界に入っている緑（植物）の割合」を示す指標。簡単に緑の量を把握することができ、まちづくりやオフィスの作業効率高上のために活用されている。また、国土交通省による社会実験では、緑視率が 25%以上確保されていると人は安心感を覚えるとされている。

緑地協定.....	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
林内トレイル.....	森林や原野、里山などにある「歩くための道」のこと。こうした道のうち、林内を歩くはやすで旅することをトレイルという。
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書のこと。日本で単に「レッドデータブック」というときは、環境省によるもの、あるいは国際自然保護連合によるものを指すことが多い。その他にも都道府県等の地方自治体で発行している。



冬の朝（朝もや立つ農地）

資 料 集

1. 本編補足データ
2. 緑の持つ機能と取り組む施策の関係一覧表
3. 東金市緑の基本計画策定経緯
4. 策定体制

1. 本編補足データ

(1) 市の概要

1) 気候

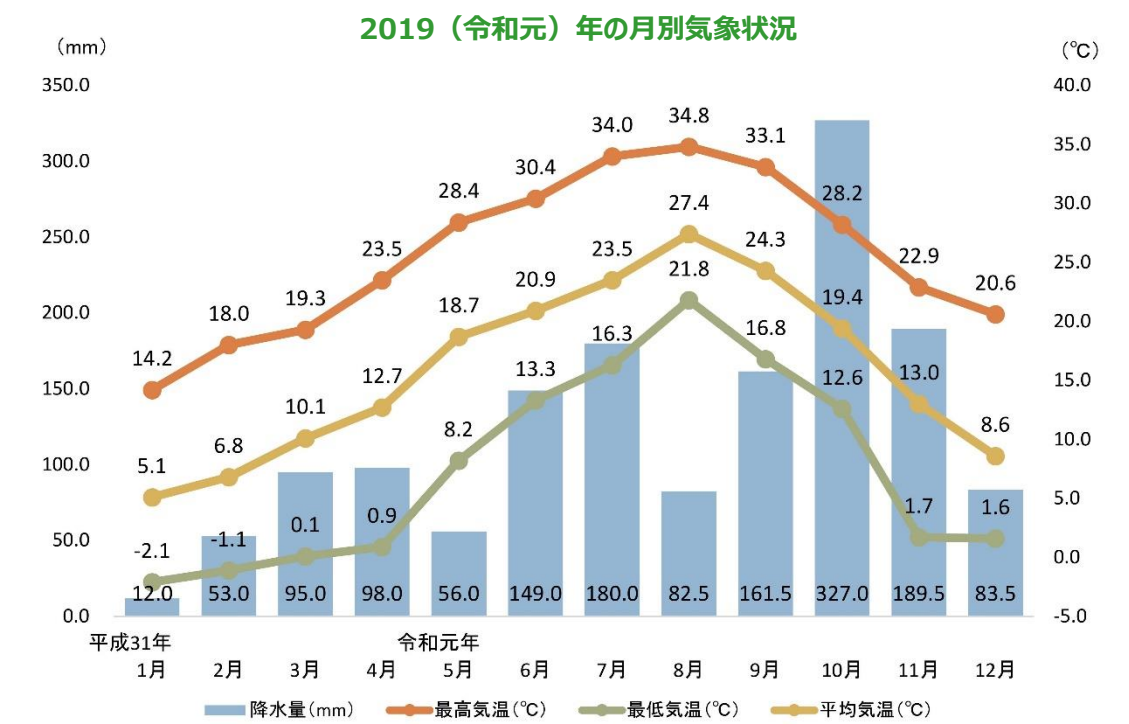
本編
P10

①年次別気象状況

	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	平均
降水量(mm)	1,697.9	1,297.5	1,399.0	1,123.0	1,152.0	1,199.5	1,255.5	1,218.0	1,016.0	1,487.0	1,284.5
最高気温(°C)	36.0	36.6	34.3	36.6	36.1	34.4	35.7	33.9	34.8	34.8	35.3
最低気温(°C)	-2.6	-4.0	-3.2	-2.9	-4.1	-2.3	-1.5	-3.7	-3.1	-2.1	-3.0
平均気温(°C)	16.3	16.0	14.9	15.5	15.2	15.6	15.8	15.2	16.2	15.9	15.7

資料：山武郡市広域行政組合消防本部（参考値）

②月別気象状況



	平成31年 1月	2月	3月	4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
降水量(mm)	12.0	53.0	95.0	98.0	56.0	149.0	180.0	82.5	161.5	327.0	189.5	83.5	123.9
最高気温(°C)	14.2	18.0	19.3	23.5	28.4	30.4	34.0	34.8	33.1	28.2	22.9	20.6	25.6
最低気温(°C)	-2.1	-1.1	0.1	0.9	8.2	13.3	16.3	21.8	16.8	12.6	1.7	1.6	7.5
平均気温(°C)	5.1	6.8	10.1	12.7	18.7	20.9	23.5	27.4	24.3	19.4	13.0	8.6	15.9

資料：山武郡市広域行政組合消防本部（参考値）

2) 生息・生育する生物

①生物の状況

本市では豊かな自然生態系が維持され、様々な生物が生息・生育しています。重要な生物種も確認されており、以下にその一例を示します。

	植物類	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	魚類他	その他	計
生物相	1,309 種	15 種	116 種	13 種	10 種	512 種	59 種	28 種	2,062 種
重要な生物種	346 種	8 種	72 種	12 種	7 種	91 種	29 種	－	565 種

資料：千葉県保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック[※]－植物・菌類編(2009 年改訂版)、動物編 (2011 改訂版)
千葉県保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－植物・菌類編(2017 年改訂版)、動物編 (2019 改訂版)
環境省レッドリスト 2020

◆重要な生物種◆



国内希少野生動植物種
両生類 (トウキョウサンショウウオ)



要保護生物
昆虫類 (ヘイケボタル)



絶滅危惧種
魚類 (メダカ)

出典：写真は千葉県保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック動物編 (昆虫類除く)

② 外来生物 (外来種)

本市でも様々な外来生物[※]が確認されており、以下にその一例を示します。

◆地域の生態系を脅かすおそれの高い特定外来生物◆



植物類 (オオキンケイギク)



哺乳類 (アライグマ)



爬虫類 (カミツキガメ)

◆その他の外来生物◆



甲殻類 (アメリカザリガニ)



軟体動物等 (スクミンゴガイ)



出典：写真は環境省「生態系被害防止外来種リスト」(軟体動物等除く)

3) 産業

本編
P13

①農業・農地

本市の農地の状況は、2015（平成 27）年現在、経営耕地面積 2,305ha、農家数 1,025 戸となっており、2005（平成 17）年と比較すると、経営耕地面積は 193ha 減少、農家数は 501 戸減少となっています。

一方で、耕作放棄地は、381ha となっており、2005（平成 17）年と比較すると、10ha 増加しています。

農地・農家の状況



資料：農林業センサス（2015（平成 27）年）

4) 土地利用・市街地整備

本編
P14

①地目別土地利用

本市の土地利用の状況を地目別に見ると以下のとおりとなります。毎年、徐々に農地や山林などが住宅地などに土地利用転換されています。

地目別土地利用の内訳

区分	自然的土地利用						都市的土地利用			
	田	畑	雑種地等	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	その他
面積 (ha)	2,601.1	1,264.3	232.0	1,621.0	106.2	0.2	1,175.9	176.4	123.2	1,601.7
構成比	29.2%	14.2%	2.6%	18.2%	1.2%	0.0%	13.2%	2.0%	1.4%	18.0%
面積 (ha)	5,824.8						3,077.2			
構成比	65.4%						34.6%			

資料：千葉県都市計画基礎調査（平成 28 年度）

地目別土地利用面積

(各年 1 月 1 日現在) (ha)



資料：令和 2 年版東金市統計書

(2) 市の緑の現況

1) 施設緑地

①都市公園の種類

種 類	種 別	公園の内容
住 区 基 幹 公 園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 近隣住区* あたり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所あたり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所あたり面積 4 ha を標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 15～75ha を標準として配置する。
大 規 模 公 園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所あたり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
国 営 公 園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所あたり面積概ね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩 衝 緑 地 等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

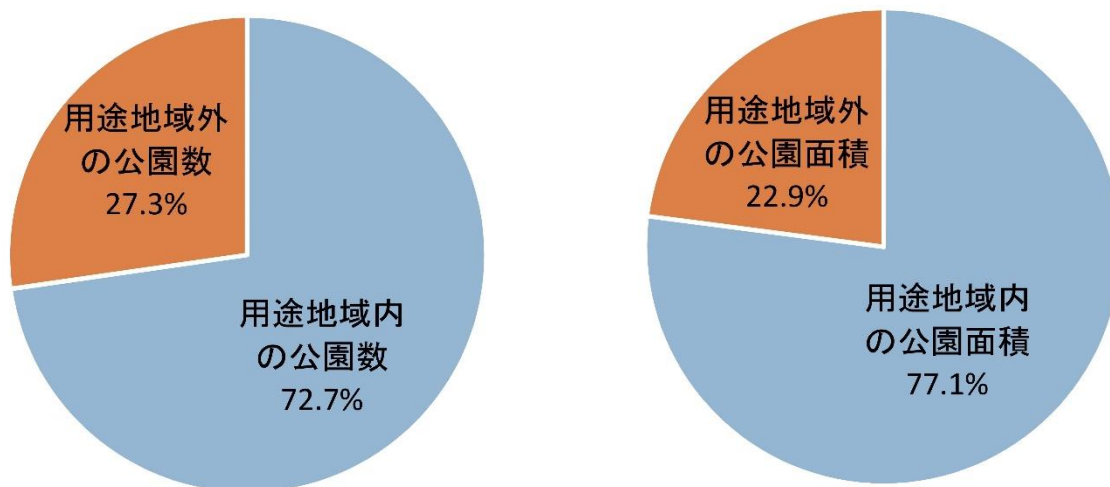
* 近隣住区：幹線街路等に囲まれた概ね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

出典：公園とみどり（国土交通省ホームページ）

②都市公園の整備状況

本市の都市公園は、令和３年４月現在で 55 箇所、32.53ha となっています。全体の約 7 割が市街地を形成する用途地域※内にあり、面積割合では 3/4 を超えています。

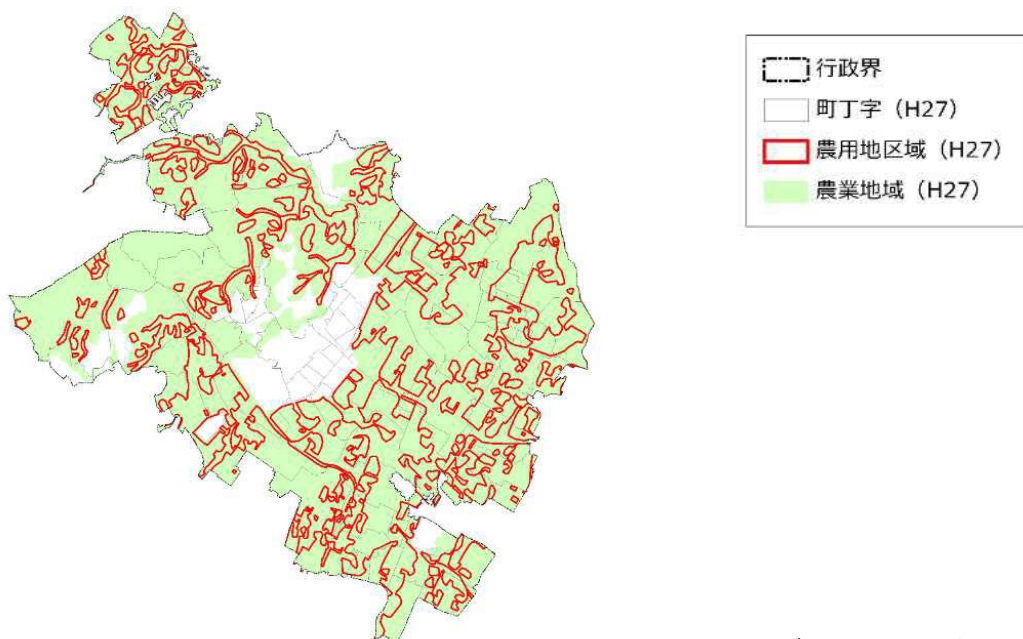
都市公園における用途地域内外の公園数及び面積の割合



2) 地域性緑地

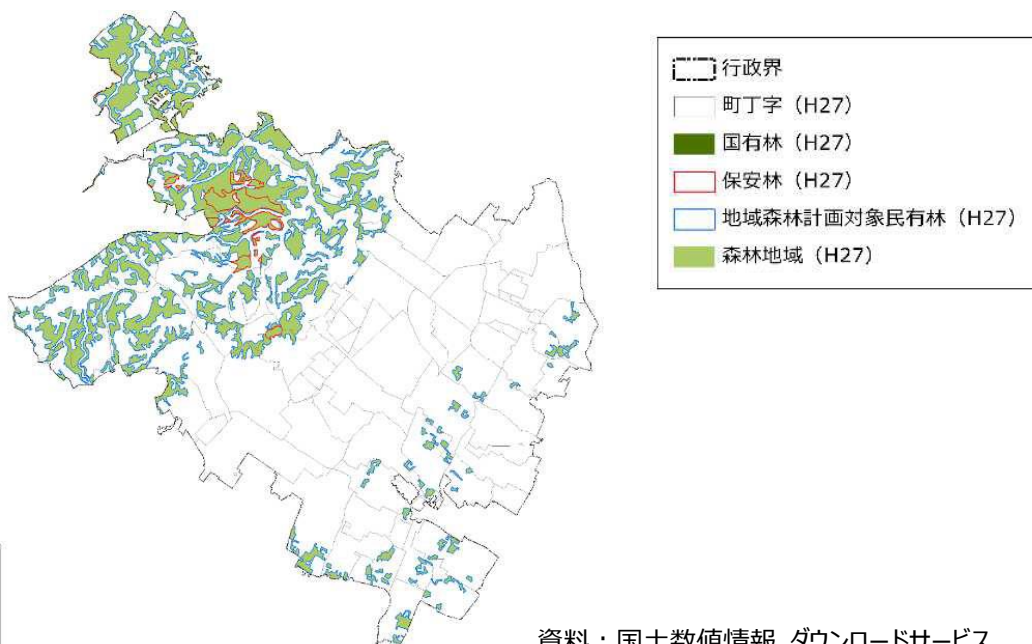
本市の地域制緑地のうち、法による担保性の高い農業振興地域・農用地区域、保安林区域及び地域森林計画対象民有林については、以下の区域で指定されており、貴重な緑として保全されています。

農業振興地域・農用地区域図



資料：国土数値情報 ダウンロードサービス

森林地域図



資料：国土数値情報 ダウンロードサービス

(3) 市民の緑に関する意識

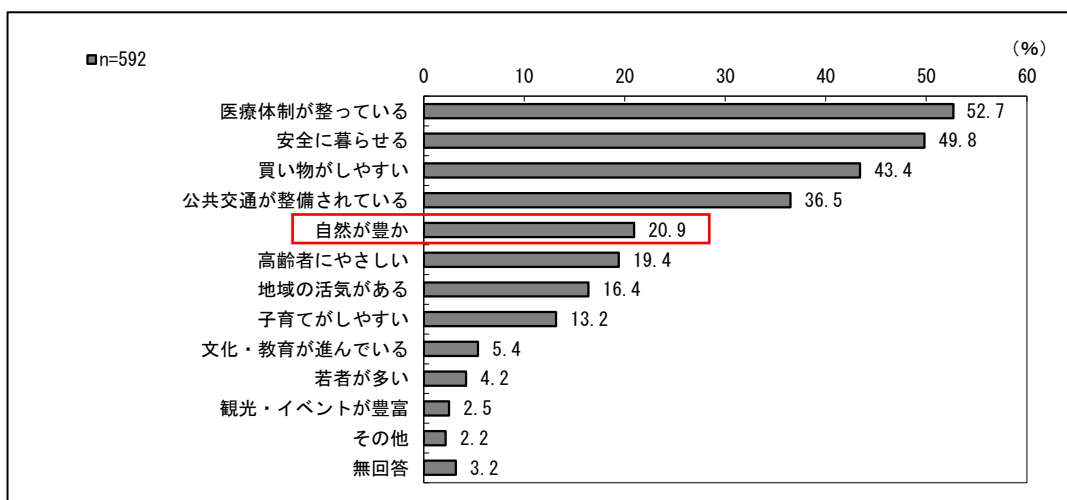
1) 上位計画策定時の緑に関する意見

①第23回市民アンケート（緑に関連する項目を抽出）

実施概要 期 間：2019（令和元）年7月～8月 回収数：592
 対 象：18歳以上の市民 回収率：39.5%
 配布数：1,500（無作為抽出）

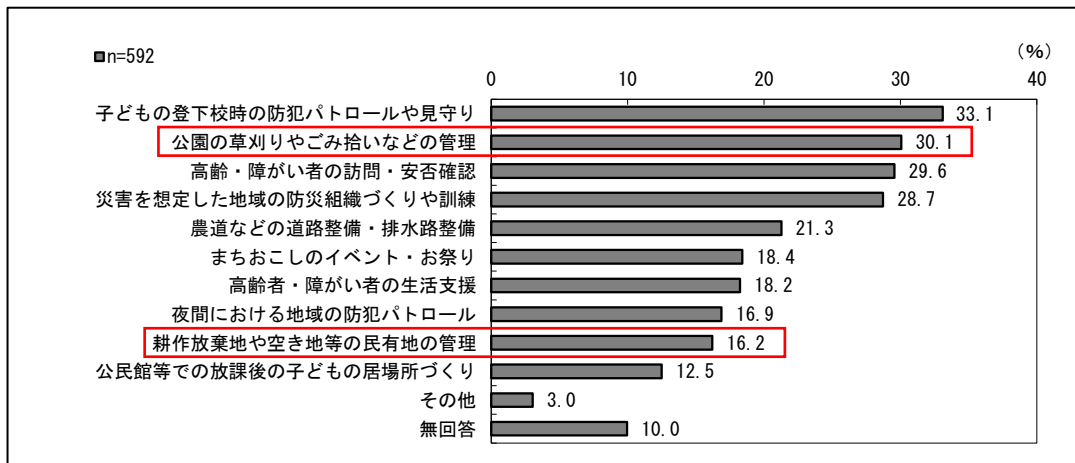
◇ 居住地に求める条件（全体／複数回答）

「自然が豊か」を選んだ人は、20.9%で12個ある設問のうち、5番目でした。



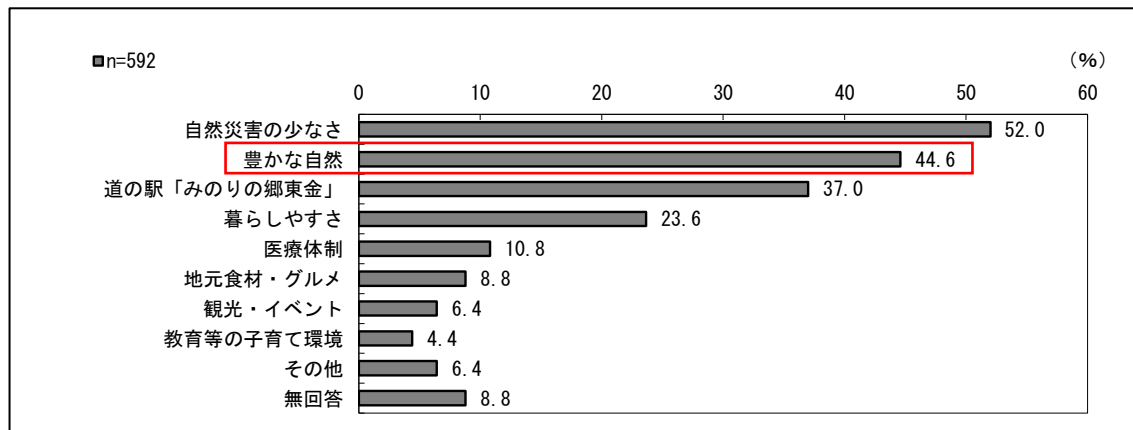
◇ 地域住民が市と協力してできること（全体／複数回答）

「公園の草刈りやごみ拾いなどの管理」を選んだ人は、30.1%で11個ある設問のうち、2番目と上位でした。また、「耕作放棄地や空き地等の民有地の管理」を選んだ人は、16.2%でした。



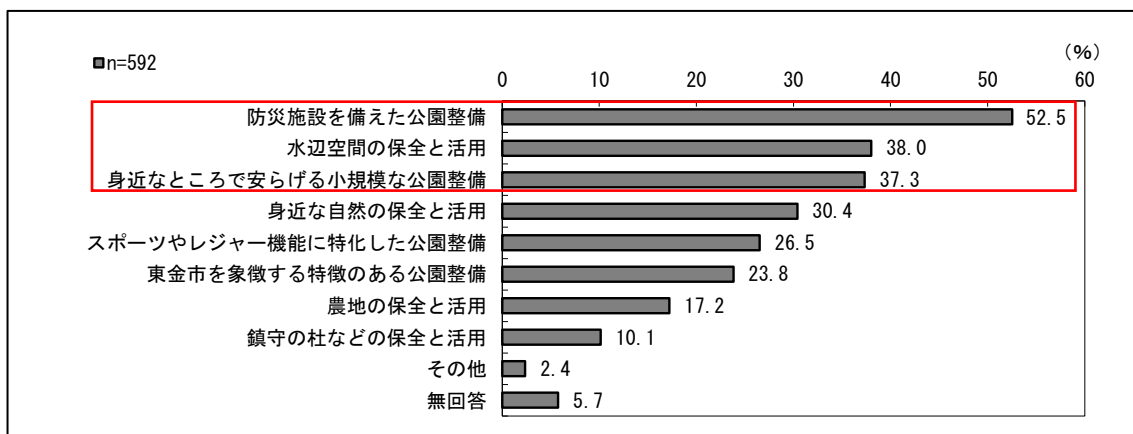
◇ 東金市の誇れるものや魅力について（全体／複数回答）

「豊かな自然」を選んだ人は、44.6%で9個ある設問のうち、2番目でした。



◇ 公園・緑に対する考え方（全体／複数回答）

「防災施設を備えた公園整備」(52.5%) が最も多く、次いで「水辺空間の保全と活用」(38.0%)、「身近なところで安らげる小規模な公園整備」(37.3%) が上位となりました。



◇ 自由意見

- ・ 子どもの遊べる場所が少ない
 - ・ 公園でのイベント、施設の充実
 - ・ 緑の景色に和む街づくり
 - ・ 東金アリーナの活性化
 - ・ 農地を利用した簡単な作業ができる
 - ・ 公園管理を適切に
 - ・ 山林の管理を適切に
- 仕事、場所づくりが必要

②地区別懇談会等（緑に関連する項目を抽出）

◇ 地区別懇談会【1回目】

実施概要 期 間：2019（平成 31）年 1 月 29 日～2019（平成 31）年 2 月 22 日
回 数：市内 12 地区（各地区 1 回）
参加人数：389 名（男性 336 名、女性 53 名）

- ・緑の豊かさ
- ・田畑を生かす、付加価値の追加を検討
- ・自然環境、静かな環境
- ・遊休地、耕作放棄地の対策を行って
- ・八鶴湖等を年間活用できる工夫をし
てはどうか
- ・山林をうまく生かして（サイクル等）
- ・文化的資源を生かしてはどうか
- ・年寄りの健康づくりや集える場所を
増やして欲しい
- ・ぶどう郷等観光資源を生かして欲しい

◇ 地区別懇談会【2回目】

実施概要 期 間：2020（令和 2）年 1 月 23 日～2020（令和 2）年 2 月 25 日
回 数：市内 12 地区（各地区 1 回）
参加人数：287 名（男性 263 名、女性 24 名）

- ・空地、休耕地の対策を行って
- ・八鶴湖等をもっと生かしてはどうか
- ・苺、ぶどう等の観光資源を生かして欲
しい
- ・公園整備を進めて
- ・東金の景観を生かして欲しい
- ・地球温暖化対策を考えて
- ・農地の集約化を進めて
- ・「花の東金」のイメージを付けて

◇ 商工団体・農業関係者・若者との意見交換

実施概要 （商 工 団 体）開催日：2019（平成 31）年 3 月 3 日
参加人数：25 名（男性 23 名、女性 2 名）
（農業関係者）開催日：2019（令和元）年 7 月 3 日
参加人数：5 名（男性 4 名、女性 1 名）
（若 者）開催日：2019（令和元）年 8 月 25 日
参加人数：12 名（男性 8 名、女性 4 名）

- ・自然豊か（多い）、田園地帯の広がり
- ・ぶどう園の活性化を考えて
- ・おしゃれな公園を整備して
- ・荒廃した山林対策を行う必要がある
- ・八鶴湖等をもっと生かして欲しい
- ・耕作放棄地が増えている
- ・歴史資源を生かして欲しい
- ・外来種、野生生物対策を行う必要がある

☆ 大学生との意見交換

実施概要 （城西国際大学）開催日：2019（令和元）年10月23日

参加人数：40名（男性26名、女性14名）

- ・自然が豊か
- ・公園、レジャー施設がない
- ・若者の遊ぶ場所が少ない（ない）
- ・Wifi環境の充実をして欲しい
- ・空気がおいしい、のどか
- ・スポーツ施設が充実している
- ・田畑が多く農業が盛ん
- ・スポーツをできる場所、見られる場所をもっと増やして
- ・八鶴湖等を生かしてはどうか

☆ 高校生との意見交換

実施概要 （東金商業高等学校）開催日：2020（令和2）年1月9日

参加人数：11名（男性3名、女性8名）

（東金高等学校）開催日：2020（令和2）年1月29日

参加人数：28名（男性9名、女性19名）

（千葉学芸高等学校）開催日：2020（令和2）年1月31日

参加人数：13名（男性7名、女性6名）

- ・自然が豊か（多い）
- ・ゴルフ場が多い
- ・農業が衰退している、活性化が必要
- ・雑草が多く印象が悪い
- ・市の縁辺部ほど公園がない、身近な公園整備をして欲しい
- ・公園内でのイベントや公園の生かし方の工夫をしてみてもどうか
- ・八鶴湖等の桜を生かして
- ・空気がおいしい
- ・Wifi環境の充実をして欲しい
- ・公園が多い
- ・公園の維持管理をよくして欲しい

2) 市民アンケート

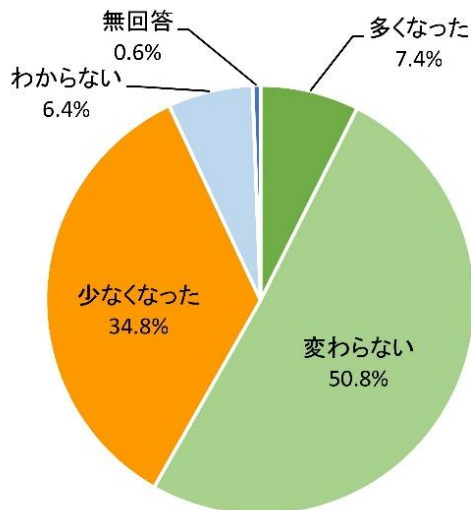
2021（令和3）年に実施した第25回市民アンケート調査において、公園と緑に関する意識調査を行いました。

実施概要 期 間：2021（令和3）年7月
対 象：18歳以上の市民
配布数：1,500（無作為抽出）
回収数： 673 回収率：44.9%

本編記載の調査項目以外にも以下の内容について意見を聞きました。

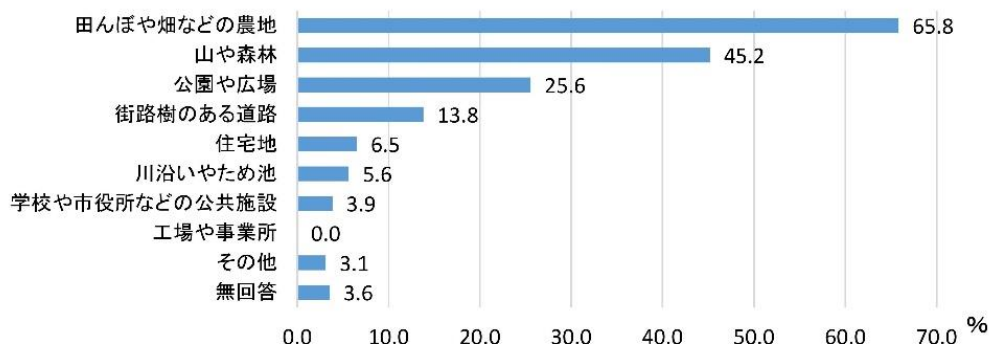
◇ 住まい周辺の緑の変化について

半数の方が「変わらない」、また3割以上の方が「少なくなった」と回答しています。



◇ 身近に感じる緑について（2つまで選択）

多くの方が「田んぼや畑などの農地」「山や森林」を身近に感じる緑として認識しており、続いて「公園や広場」と回答しています。



3) パブリックコメント

計画策定にあたっては、広く市民等から意見を募集するため、計画内容を公表し、出された意見を参考としながら進めました。

○実施概要

募集期間：2022（令和4）年2月9日～2022（令和4）年3月10日

意見提出者数 1件

意見件数 10件

○実施結果

意見概要	・東金市独自の住宅や企業等の敷地内緑化率設定の提案 ・ソメイヨシノの老木化に対する取り組みへの提案 ・東金市独自の緑に関する税制度の創設の提案 ・公園、広場、街路等の景観目標の設定の検討が必要との指摘 ・森林が藪となっており里山と共生できないことへの指摘 ・河川や水路は、現在の護岸整備では親水空間とはならないことへの指摘 ・基本方針の目指す緑の姿について、具体的な形（高さや幅など）が必要との指摘 ・農地の宅地化によって田園風景が消失することへの指摘 ・公園、学校等の利用方法について、制限を少なく、色々な活動ができるようにしてもらいたいとの要望 ・公園を安全安心に利用するための適正な公園管理への要望
------	---

パブリックコメントの詳細結果については、本市のホームページをご覧ください。

【市ホームページ】<https://www.city.togane.chiba.jp/0000010036.html>

(4) 将来人口推計

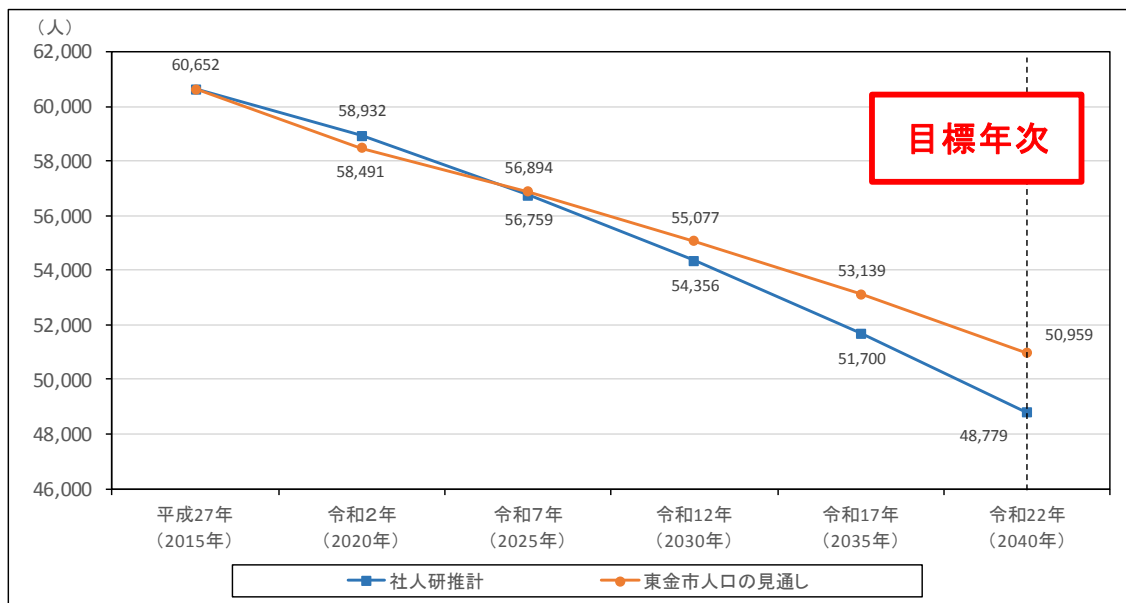
本市の人口は、2015（平成27）年の国勢調査で60,652人となっており、国立社会・人口問題研究所[※]の推計によると、今後も減少傾向は続くものと推計されています。

将来人口の見通しとして、出生人口の増加につながる安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実、また、転入人口の増加や転出人口の抑制につながる企業誘致や産業基盤の整備による働く場としての機能強化など、人口減少傾向を緩和する効果的な取り組みを推進していくことを念頭に、以下の条件設定で推計し、目標年次となる2040（令和22）年の目標人口を約51,000人とします。

<推計の条件設定>

- ・合計特殊出生率[※]：2030（令和12）年に1.48
（千葉県が第2期地方創生総合戦略の将来人口シミュレーションで用いた「2040年（令和22年）に1.8」まで段階的に改善していくように設定）
- ・人口移動：「2005（平成17）年～2010（平成22）年」と「2010（平成22）年～2015（平成27）年」の移動傾向の平均値（社人研[※]推計で用いられた「2010（平成22）年～2015（平成27）年」の移動傾向より人口減少が緩和される設定）

人口の見通し



- ・2015（平成27）年の値は、国勢調査による実績値。
- ・2020（令和2）年から2040（令和22）年までの値は、「社人研推計」が国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年推計）」による推計値、「東金市人口の見通し」が、2020（令和2）年が住民基本台帳（令和2年1月1日時点）による実績値、それ以降が「コーホート要因法」に基づいた市独自推計による推計値。

（５）進行管理の確認項目

進行管理を実施するための参考指標等になります。

計画の進捗状況を客観的に評価するため、本計画で掲げた「基本理念の３つの実感」ごとに、既計画や調査等で参考とすべき項目を抽出しています。第４次総合計画※の目標指標や市民アンケート、緑の現況等の数値を基に、緑に関する施策の動向や緑の移り変わりを観察していきます。

なお、第２次都市計画マスタープラン※の評価指標として設定した項目については、アスタリスク（＊）を各項目の後ろに付けています。

“安らぎ”の実感 「緑の効用を最大限に生かす」		【項目選定の視点】
		快適な生活と健やかな暮らしの確保
第４次総合計画の目標指標 （2021（令和３）年度時点） （緑の施策の動向・進捗を観察）	・豊かな自然に対する市民の魅力度 ・住民一人当たりの都市公園面積＊ ・河川改修工事整備延長＊ ・農業用排水路の整備、補修延長 ・不法投棄物の回収件数	
市民アンケート （2021（令和３）年度時点） （市民の満足度）	・豊かな自然環境の保全に対する満足度 ・農業経営の強化、安定と森林の整備に対する満足度＊ ・河川、水路の維持管理に対する満足度＊	
緑の現況・都市計画基礎調査等 （緑の移り変わりを観察）	・地域制緑地のうち、法による指定面積（緑地の現況） ・市街地排水路水質検査結果（統計書）	

“やさしさ”の実感 「身近な生活空間に緑を育てる」		【項目選定の視点】
		自然環境と都市環境の調和
第４次総合計画の目標指標 （2021（令和３）年度時点） （緑の施策の動向・進捗を観察）	・公共施設における県産材の利用施設数 ・歩道整備延長＊ ・污水处理人口普及率＊ ・協働で公園管理をする市民団体数 ・（再掲）住民一人当たりの都市公園面積＊	
市民アンケート （2021（令和３）年度時点） （市民の満足度）	・都市基盤（下水道、ガス、公園・緑地など）の維持管理に対する満足度＊ ・様々な主体との協働の推進に対する満足度	
緑の現況・都市計画基礎調査等 （緑の移り変わりを観察）	・土地利用分類別構成比における自然的土地利用の割合（都市計画基礎調査）＊ ・地域制緑地のうち、協定、条例による指定面積（緑地の現況） ・歩道延長（統計書）＊	

^{上の} “楽しさ”の実感 「みんなで緑を創る」	【項目選定の視点】 東金のポテンシャルを生かす
第4次総合計画の目標指標 (2021(令和3)年度時点) (緑の施策の動向・進捗を観察)	・教育資源等の活用事業の実績報告件数 ・道の駅 みのりの郷東金の利用者数 * ・九十九里地域で連携した観光イベントの開催数 ・(再掲) 住民一人当たりの都市公園面積 * ・文化財指定、登録件数 ・東金アリーナ外3スポーツ施設の利用者数 *
市民アンケート (2021(令和3)年度時点) (市民の満足度)	・(再掲) 農業経営の強化、安定と森林の整備に対する満足度 * ・魅力的な観光コンテンツの創出に対する満足度 * ・(再掲) 都市基盤(下水道、ガス、公園・緑地など)の維持管理に対する満足度 * ・歴史、文化の継承に対する満足度 ・心身共に健やかな生活を営むためのスポーツ振興に対する満足度 *
緑の現況・都市計画基礎調査等 (緑の移り変わりを観察)	・東金アリーナ等利用者数(統計書) * ・文化財指定状況(統計書)

注) 市民アンケートの項目については、2021(令和3)年度時点の項目を記載しており、第2次都市計画マスタープランの中で抽出している項目とは名称が異なります。アスタリスクを付けるにあたっては、2020(令和2)年度まで記載していた項目と趣旨が同じ、または近いものに印を付けました。

2. 緑の持つ機能と取り組む施策の関係一覧表

緑が持つ多様な機能として期待される5つの機能と本計画において取り組む施策の関係性を表した一覧表になります。

基本方針	基本施策	取り組む施策	環境保全機能	レクリエーション機能	防災機能	景観機能	生物多様性機能
緑の保全	1-1 魅力と安心を高める	(1) 快適な公園・緑地の維持管理	○	○		○	○
		(2) 安全・安心な公園施設の維持管理		○			
		(3) 公園の都市防災機能の強化			○		
		(4) 魅力を高める公園へのリニューアル		○			
	1-2 守り・残す	(1) 森林・樹林地の保全	○		○	○	
		(2) 農地の保全	○		○		
		(3) 里山・谷津田の保全				○	○
		(4) 河川・水辺環境の保全	○		○	○	○
		(5) 生物多様性を育む環境の保全					○
		(6) 歴史・文化と一体となった緑の保全		○		○	
緑の創出・活用	2-1 街なみの緑を創る	(1) 身近な公園の整備		○			
		(2) 市民が集うにぎわいの緑づくり	○	○		○	
		(3) 公共公益施設や民有地の緑化促進	○			○	
		(4) 緑化重点地区等の指定		○			
	2-2 活用の幅を広げる	(1) 緑関係法令に基づく制度研究		○			
		(2) 森林・樹林地の活用		○			
		(3) 農地の活用		○	○		
		(4) 公園づくりに対する視点変化への対応		○			
		(5) 公園活性化に向けた懇談会等の設置検討					

基本方針	基本施策	取り組む施策	環境保全機能	レクリエーション機能	防災機能	景観機能	生物多様性機能
緑の連結	3-1 水と緑 ネット ワーク を充実 させる	(1) ネットワークの軸となる河川改修		○		○	○
		(2) 歩道や自転車走行空間の整備・活用		○			
		(3) 緑の連続性の保持			○	○	○
		(4) 緑化促進に向けた適切な誘導	○		○	○	○
		(5) 拠点の充実と眺望ポイントの空間づくり		○		○	○
緑の普及啓発	4-1 関心を 高め、 意識を つなぐ	(1) 緑に関する情報発信		○			
		(2) 市民参加のきっかけづくりと促進		○			○
		(3) みどりのふるさと基金の活用					
	4-2 人を育 て、行 動の環 を広げ る	(1) 緑に係わる活動団体等の育成・支援					
		(2) 緑の担い手育成		○			
		(3) 子どもたちへの教育・学習の推進					○

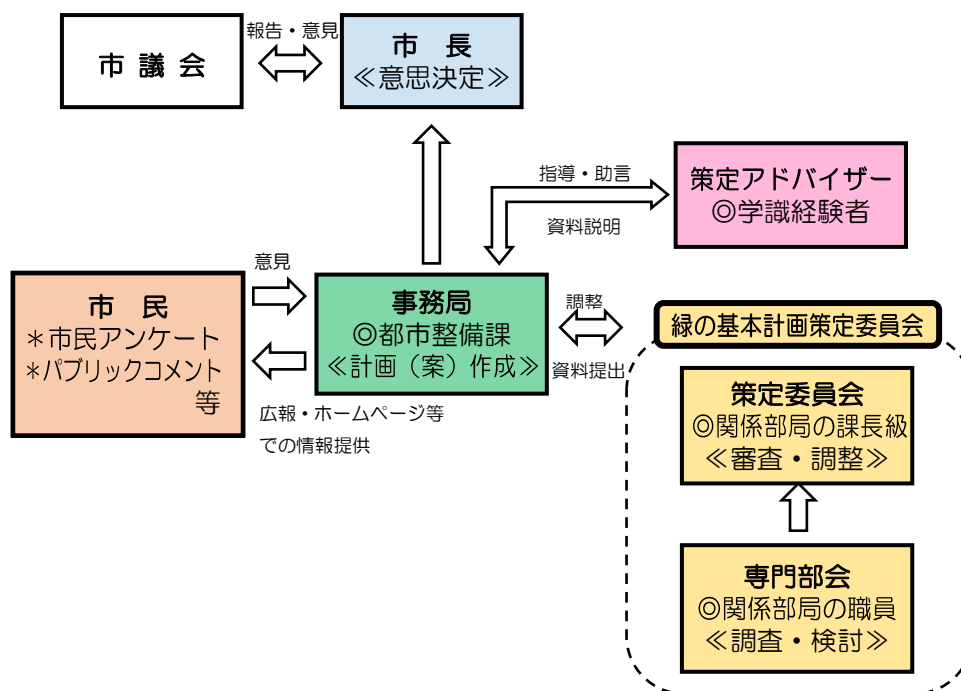
注) 施策の名称ではなく、個々の取り組む施策の内容が「緑の各機能」と関連のある項目に「○」を記載しています。

3. 東金市緑の基本計画策定経緯

実施日	項目	内容等
令和3年5月10日	策定着手	
令和3年7月	市民アンケート	
令和3年7月29日	第1回東金市緑の基本計画策定委員会	策定方針、策定スケジュールについて
令和3年10月12日	策定アドバイザー（伊藤先生）への説明	緑の現状と課題、緑の都市づくりの目標について
令和3年10月14日	策定アドバイザー（国武先生）への説明	〃
令和3年10月15日	第2回東金市緑の基本計画策定委員会	〃
令和3年11月9日	策定アドバイザー（大沢先生）への説明	〃
令和3年12月14日	東金市議会建設経済常任委員協議会	東金市緑の基本計画の策定について（中間報告）
令和4年1月25日	第3回東金市緑の基本計画策定委員会	緑に関する施策の展開、計画の実現に向けて
令和4年2月4日	策定アドバイザー（国武先生）への説明	〃
令和4年2月7日	策定アドバイザー（大沢先生）への説明	〃
令和4年2月10日	策定アドバイザー（伊藤先生）への説明	〃
令和4年3月15日	東金市議会建設経済常任委員協議会	東金市緑の基本計画の策定について
令和4年3月25日	東金市緑の基本計画の決定・公表	

4. 策定体制

(1) 策定体制の概念図



(2) 庁内組織（緑の基本計画策定委員会）

① 「策定委員会」（関係課長級で構成）

＊策定に関する調整及び専門部会から提案された計画案等の審査を行います。

② 「専門部会」（関係課職員で構成）

＊策定のための専門的な内容の調査及び検討をし、必要となる資料提供や助言を行います。

＊事務局から提案された検討資料や計画案等に対する意見交換を行います。

(3) 計画策定アドバイザー

＊学識経験を有する専門家として以下の先生方に計画案について説明し、指導・助言を受けます。

氏 名	大学名・職名	専門（研究分野）
伊藤 弘	筑波大学・准教授	環境農学（含ランドスケープ科学）
大沢 昌玄	日本大学・教授	都市計画、環境政策 外
国武 陽子	城西国際大学・教授	環境生態学

※順番は五十音順

(4) 東金市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、東金市緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 策定委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) 緑の基本計画に関する基本的事項の調整に関すること。
- (2) その他緑の基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は委員長、委員をもって組織し、別表に定める課の課長級職員をもって組織する。

- 2 委員長には都市建設部長をもってこれに充てる。

(委員長)

第4条 委員長は策定委員会の事務を総理し、策定委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(策定委員会)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が策定委員会の議長となる。

- 2 委員長は、策定委員会の運営上必要があると認めるときは、関係職員に対し、策定委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、緑の基本計画に関する専門的な内容の調査及び検討をするため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、別表に定める課の職員をもって組織する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月6日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、緑の基本計画の公表をもって、その効力を失う。

別表（第3条）東金市緑の基本計画策定委員会構成員

都市建設部長
企画課 地域振興課
財政課 消防防災課
農政課 商工観光課 環境保全課
建設課 都市整備課 下水対策課
学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課